

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第1回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開 催 日 時	令和5年7月6日(木) 10時00分～11時20分
	開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (5名)	伊藤修平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	白石裕治 和るりか 日高実禎 眞下浩一 三浦辰男(敬称略)
	使用者代表委員 (4名)	岩重昌勝 濱上剛一郎 本坊一浩 森山麗子(敬称略)
	事務局 (4名)	中所労働局長 森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議 題		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について</li> <li>2 令和5年度鹿児島県最低賃金改正諮問について</li> <li>3 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について</li> <li>4 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について</li> <li>5 運営小委員会の委員の指名について</li> <li>6 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて</li> <li>7 鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等の改正・廃止について</li> <li>8 今後の日程調整について</li> <li>9 その他</li> </ol>
配 付 資 料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第56期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿</li> <li>2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定(案)・実績表</li> <li>3 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表</li> <li>4 鹿児島県特定(産業別)最低賃金の改定に関わる意向表明(写) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車(新車)小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>5 鹿児島県特定(産業別)最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自動車(新車)小売業</li> <li>(2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>6 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて</li> <li>7 鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鹿児島地方最低賃金審議会運営規程(改正案)</li> <li>(2) 鹿児島地方最低賃金審議会専門部会運営規程(改正案)</li> <li>(3) 鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領(改正案)</li> </ol> </li> </ol> <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料1(経済情勢等参考資料)…資料1～資料14</li> <li>・参考資料2(運営規程関係資料)…①～⑤</li> </ul> <p>審議会進行時の配付資料</p>

- |                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・最低賃金の改正決定について（諮問）（写）</li><li>・令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 松山賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、誠にお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございますので、開催に先立ちましてご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の青色のインデックスの資料番号1に、委員名簿がございますのでご覧ください。

本年度、新たに公益委員の伊藤委員、瀬口委員、労働者代表委員の眞下委員、使用者代表委員の本坊委員、合わせて4名の方に就任していただきました。

それでは、改めまして名簿の記載順にご紹介いたします。

まず、公益委員からご紹介いたします。

伊藤委員でございます。

○ 伊藤委員

伊藤です。よろしくお願いいたします。

○ 松山賃金室長

川口委員でございます。

○ 川口委員

川口です。よろしくお願いいたします。

○ 松山賃金室長

瀬口委員でございます。

○ 瀬口委員

瀬口です。よろしくお願いいたします。

○ 松山賃金室長

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝です。よろしくお願いいたします。

- 松山賃金室長  
山本委員でございます。
- 山本委員  
山本です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長  
続きまして、労働者代表委員をご紹介します。  
白石委員でございます。
- 白石委員  
白石です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長  
和委員でございます。
- 和委員  
和です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長  
日高委員でございます。
- 日高委員  
日高です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長  
眞下委員でございます。
- 眞下委員  
眞下です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長  
三浦委員でございます。
- 三浦委員  
三浦です。よろしくお願いいたします。
- 松山賃金室長

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。  
岩重委員でございます。

- 岩重委員  
岩重です。よろしくお願いします。
- 松山賃金室長  
濱上委員でございます。
- 濱上委員  
濱上です。よろしくお願いします。
- 松山賃金室長  
本坊委員でございます。
- 本坊委員  
本坊です。よろしくお願いします。
- 松山賃金室長  
森山委員でございます。
- 森山委員  
森山です。よろしくお願いします。
- 松山賃金室長  
なお、本日は、使用者代表の瀬平委員はご欠席でございます。  
最後に事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。  
鹿児島労働局長の中所でございます。
- 中所労働局長  
中所です。よろしくお願いします。
- 松山賃金室長  
労働基準部長の森川でございます。
- 森川労働基準部長  
森川です。よろしくお願いします。

- 松山賃金室長  
賃金室長補佐の松下でございます。
  
- 松下賃金室長補佐  
松下です。よろしくお願いいたします。
  
- 松山賃金室長  
そして私、賃金室長の松山です。よろしくお願いいたします。  
それでは、本年度の第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。  
本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。  
この議事録を正確なものにするため、進行役を除きましてご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。  
それでは、本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、中所労働局長よりご挨拶申し上げます。
  
- 中所労働局長  
改めまして、労働局長の中所でございます。  
本日は、皆様非常にご多忙の中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
日頃より、鹿児島地方最低賃金審議会の運営につきまして、ご尽力いただいていること、厚く御礼申し上げます。  
昨年度は、コロナ禍からの改善傾向がみられる一方で、原材料費等の高騰による影響も大きく認められる中、中央最低賃金審議会から示された目安額「30円」を基に、大変厳しい日程の中、長時間に亘り熱心なご議論をいただきました。このことにつきまして、感謝を申し上げます。  
今年度につきましては、各種経済指標において、景気が緩やかに改善していることが示されておりますが、依然、物価高騰による影響も大きく認められ、毎月勤労統計調査によれば、前年同月比で名目賃金はプラスであるものの実質賃金は13か月連続でマイナスになっていることが確認されております。  
このような経済情勢等を踏まえ、委員の皆様におかれましては、鹿児島県における生計費・賃金水準・事業の賃金支払能力を考慮いただき、鹿児島県の経済実態にマッチした最低賃金となりますよう審議をお願いいたしますとともに、審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。それではよろしくお願いいたします。
  
- 松山賃金室長

それでは、本日、会長が選出され、審議が開会されるまでの間、慣例により、私が司会を務めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、報告事項がございます。お手元にお配りしております赤色のインデックスの資料2の①によりますと鹿児島地方最低審議会運営規程第6条により、審議会は原則として公開することとなっております。

事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を掲示しましたところ、3名の希望者がございました。この3名の方々は、鹿児島県労働組合総連合及び県労連加盟の労働組合所属の方々でございます。

また、K T S テレビ、南日本新聞社の記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

また、赤色のインデックスの参考資料2の④の公開要領によりますと、5公開の方法等の(1)審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする、(2)審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとするとしております。後ほど、議事に入りました段階で、傍聴及び取材の諾否について会長にご判断をお願いいたします。

続きまして、鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、本年4月1日から2年間となっておりますので、改めて当審議会の会長と会長代理を選出していただきたいと思っております。

これにつきましては、最低賃金法第24条第2項により、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する、ということになっておりますが、慣例により公益委員より候補者を推薦していただき、皆様にご承認いただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松山賃金室長

ありがとうございます。それでは、公益委員の方から発表をお願いいたします。

○ 川口委員

公益委員の川口でございます。この件につきましては、先般開催いたしました公益委員会で既に協議済みであります。その結果をここで報告させていただきます。

まず会長に松枝委員、会長代理に山本委員を推薦いたします。

以上です。

○ 松山賃金室長

それでは、ご確認いただきましたので、これからの進行につきましては、松枝会長をお願いいたします。

○ 松枝会長

改めまして、皆様おはようございます。本審議会の会長を拝命いたしました松枝でございます。

す。

皆様ご存じのとおり本審議会は短期間の間に集中審議を行い結論を出さなければならないという会議でございます。委員の皆様にはスケジュールの調整から、また、神経をすり減らす交渉でご苦労をおかけすることと思います。それぞれのお立場、また、意見の相違があることは重々承知しておりますが、鹿児島県の経済にマッチした最低賃金をという局長の先ほどのお言葉にもありましたとおり、皆様のご協力をぜひとも賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、令和5年度第1回の鹿児島県地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、開会に先立ち、本審議会の成立及び会議の公開について事務局より報告をお願いします。

#### ○ 松山賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる14名の委員にご出席いただいております。定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

また、先ほど申し上げましたが、会議の公開は、お手元の赤色のインデックスの参考資料2の①によりますと鹿児島県地方最低賃金審議会運営規程第6条により、審議会は原則として公開することとなっております。次の同運営規定第7条により、会議資料も原則として公開することとなっております。

事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、3名の希望者がございました。

また、記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

これについて、赤色のインデックスの参考資料2の④の公開要領の5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしてされており、青色のインデックスの資料2の最上段、本審の欄に記載した、第1回本審から第4回本審までの各議題につきましては、毎年、お諮りしている定例的な議題でございますので、今年度もここに記載された定例的な議題に関しましては、第1回本審から第4回本審まで一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、会長のご判断をお願いいたします。

それでは、第4回本審までの定例的な議題について、傍聴及び取材の可否、傍聴人等への会議資料の配付について、会長にご判断をお願いいたします。

#### ○ 松枝会長

ありがとうございます。

本審議会は、有効に成立していますので、これから審議を始めたいと思いますが、今、事務局から話がありましたように、本日は、傍聴と取材を希望している方々がおられます。

審議会の会議の公開につきましては、お手元の参考資料2の④の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の第5項で、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されています。

私としましては、本審の議題のうち、資料2に記載されている定例的な議題につきましては特に内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴と取材及び会議資料の配付を認めることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることといたしますので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴希望者、取材希望者入室)

○ 松枝会長

それでは、再開します。

本日の議題は、皆さんのお手元にありますように、1番の令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてから9番目のその他までの9項目となっております。

まず、1番目の議題は、令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてでございます。この件に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

令和5年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営について、ご説明いたします。

お手元の資料で、青色のインデックス2ですね。鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表、A3サイズの横長の資料をご覧ください。

表の上側は、令和5年度の審議会運営予定案、表の下側は、令和4年度の審議会運営実績、になっております。

令和5年度の審議会運営予定案は、令和4年度の審議会運営実績を踏まえ作成しております。

まず、はじめに、令和5年度審議会の流れの特徴などにつきましてお話いたします。本年度の審議会の流れとしましては、日程的には、例年どおりということになっております。

また、審議会運営予定案の作成におきましては、県最賃の早期発効に配慮しております。県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しております。当局でも10月1日発効を目標としております。10月1日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されますので、委員の皆様方におかれましては、ご協力の程よろしくお願い致します。



次に、青色のインデックス3としまして、令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表をお付けしております。一覧表の1枚目には、地域別最低賃金の場合が掲載されております。一覧表の上の方に、項目としまして、答申、異議申出締切、官総持込、官報公示、発効と書かれております。一番右の発効欄をご覧ください。発効欄の上から7番目に、10月1日日曜日と書かれております。7番目の行の一番左を見ていただきますと、答申8月7日月曜日となっています。つまり、地域別最低賃金の発効予定日を10月1日日曜日にするためには、答申期限は8月7日月曜日ということになります。

一方、産業別最低賃金につきましては、一覧表の2枚目に掲載されております。2枚目裏面の一番右の項目発効欄をご覧ください。12月31日日曜日と赤字で書かれている行を一番左にたどっていただきますと、11月1日水曜日ということになっております。つまり、産業別最低賃金を年内発効する場合、答申期限は11月1日水曜日ということになります。

続いて、また戻っていただきますが、青色のインデックス2ですね、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表に関しまして、表の上側に書かれております、令和5年度の審議会運営予定について、その流れについてご説明致します。

表の左端には審議会の種類が書かれております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車(新車)小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおります。それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況になっております。

下側に書かれている令和4年度実績をご覧ください。表の中に日付が入っています。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。また、括弧内は令和3年度の実績となっております。

上側に書かれている令和5年度審議会運営予定につきましては、開催時期を括弧書きで記載しております。

次に、表中の丸数字でございます。

下側の場合は、昨年度の審議会等の開催順番を示しております。

上側の場合は、本年度における審議会のおおよその開催順番であるにご理解いただければと思います。

それでは、表の上側に書かれております「令和5年度審議会運営予定」について、①から⑩まで、順番に説明致します。

①第1回公益委員会についてです。

先日、6月19日この会議室におきまして、公益委員全員にご参加いただき開催いたしました。会議では、公益委員の役割分担などを協議していただいたところです。

次に、②第1回本審についてです。

地方最低賃金審議会での諮問は、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することになっております。6月30日に中央最低賃金審議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日第1回本審を開催させていただきました。

次に、③県最賃専門部会委員の推薦公示と④県最賃専門部会の委員任命についてです。

県最賃専門部会につきましては、本日の県最賃改正諮問後、公示期間を2週間程度として

県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。そして、公示期間を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

次に⑤第2回公益委員会についてです。

目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催する予定としております。

次に⑥第2回本審についてです。

第2回本審は、中央最低賃金審議会の目安答申が行われた後に開催することにしております。

その後、⑦第1回県最賃専門部会、⑧第2回県最賃専門部会、⑨第3回県最賃専門部会、⑩第4回県最賃専門部会、⑪第5回県最賃専門部会ということになりますが、例年、県最賃の専門部会につきましては、3回から5回を開催して結審しているというような状況になっております。

続きまして、⑫第3回本審についてです。

第3回本審については、県最賃専門部会で結審した場合、その当日に、第3回本審を開催していただき、答申をいただくことを考えております。

次に⑬最賃決定要旨の公示についてです。

第3回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

次に⑭第1回運営小委員会、⑮第2回運営小委員会についてです。

産業別最低賃金の改正等の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。

そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金について、第4回本審において、必要性の答申、改正諮問を行い、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

次に⑯第4回本審についてです。

第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくこととなります。基本的には、異議申出締切の翌日に開催することとなります。

次に⑰最賃決定の官報公示についてです。

第4回本審で、異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

以上、本年度の審議会の流れについて説明致しました。

なお、具体的な開催日時につきましては、後ほどご説明させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

## ○ 松枝会長

ありがとうございます。ただ今、事務局からこれからのスケジュールの説明がございましたが、これに対するご質問やご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

よろしゅうございますか。それでは、特にご異議がなければ、今年度の審議会運営につきましては、概ね資料2の案に沿って運営していくことにしたいと思います。なお、突発的な事項や追加で審議すべき事項が生じた場合には、このスケジュール以外にも、開催する場合があります。得るかもしれないということをご承知いただければと思います。

それでは、2番目の議題に入ります。2番目の議題は、令和5年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてです。

事務局は、諮問文の準備をお願いします。

○ 中所労働局長

私の方から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第12条の規定に基づいて諮問いたしますが、簡単に経済状況などの背景をご説明いたします。

最近の経済情勢は、6月の月例経済報告によりますと景気は、緩やかに回復しているとされており、鹿児島県の景気は、日銀鹿児島支店の鹿児島県金融経済概況によりますと、令和4年11月以降、持ち直している。と分析されております。

また、鹿児島財務事務所が4月に発表した鹿児島県内の経済情勢報告によりますと、県内経済は、持ち直しているとの判断もなされているところです。

加えて、県内の雇用情勢につきましては、5月の有効求人倍率が1.21倍と85か月連続で1倍台を維持している状況が続いております。

ただ、全国の有効求人倍率を4か月連続で下回っており、求人が求職を上回っているものの、物価上昇を懸念し求人を控える動きがみられるなど、改善の動きにやや弱さがみられる状況です。

こうした中、本年6月16日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2023改訂版と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023におきまして、最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に達する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。とされています。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げた県内の経済情勢等を踏まえて、最低賃金額の改定が必要であると判断しました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等に加えて、今申し上げました経済財政運営と改革の基本方針2023と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版の内容にも配慮してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としても、最低賃金引き上げの影響が大きい業種や中小企業・小規模事業者の生

産性や経営力の向上を支援するため、今後一層、業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの周知や活用促進に取り組んでまいります。

それでは、諮問させていただきます。

鹿労発基 0706 第 1 号、令和 5 年 7 月 6 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長 松枝千鶴 殿。

鹿児島労働局長 中所照仁。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

○ 松枝会長

ただ今、諮問文を頂戴しましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

○ 松山賃金室長

先ほど、松下補佐から予定をご説明いたしました。今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございますが、6 月 30 日金曜日に中央最低賃金審議会が開催されて目安諮問がなされ、同日、第 1 回目の目安小委員会が開催され、今後、第 2 回目が 7 月 12 日、第 3 回目が 7 月 20 日、第 4 回目が 7 月 26 日と聞いていますので、7 月下旬に審議会を開催し、目安答申が行われることとなっています。ただ、これは中賃の審議次第ということになりますので、確定しているものではございません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げたいと思います。以上です。

○ 松枝会長

今の中央最低賃金審議会の日程の説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 松枝会長

それでは次に、3 番目の議題の鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用についての議題に入らせていただきます。

先ほど中所労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がございましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなります。従来から鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用しておりません。

審議会令第 6 条第 5 項で、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定しています。

これは、どういうことかと言いますと、原則として県最賃専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができ

るということでございます。

しかしながら、第6条第5項を適用しないということは、県最賃の専門部会で決まったことを、再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするという意味になります。

鹿児島県の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で、再度、決議しております。

本年度もこれまでと同様に、第6条第5項を適用せずに、専門部会の決議だけではなく、その後本審の決議を必要とすることとしたいと思いますが、こちらでよろしいかどうかお諮りしたいと思います。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○ 松枝会長

それでは、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないで、本審の決議を必要とすることとします。

○ 松枝会長

次に、4番目の議題に入ります。

4番目の議題は、産業別最低賃金の改正に関する申出についてですが、これについて事務局より説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

それでは、産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について、ご説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により、法律上は特定最低賃金と呼ばれることになりました。しかし、事実上、産業別最低賃金という名称を使ってきた経緯がございますので、この説明でも、産業別最低賃金と表現させていただきます。

産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業がひとつ、それから百貨店、総合スーパーが二つ目ですね、そして自動車(新車)小売業が3つ目の3業種について決定されております。例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出を、それぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況では、改正等の申出を行いたいという意向表明が、本年3月に、2つの関係労働団体から提出されております。

その写しが、お手元の資料、青色のインデックス4①と4②でございます。

インデックス4①の意向表明は、自動車(新車)小売業に関するものでございます。

令和5年3月17日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同日受理しております。

インデックス4②の意向表明は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信

機械器具製造業に関するものでございます。令和5年3月15日、京セラ労働組合川内支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出があり、同日受理しております。

例年7月に、改正の申出がなされます。それを受けまして、まず第2回本審におきまして、産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行います。その後、運営小委員会において必要性の有無の審議を行っていただきます。

運営小委員会で改正の必要性有りとの結論が出た場合には、それを受けまして、本審で必要性答申を行います。その後、本審にて金額改正諮問を行い、そして、それぞれの専門部会で金額審議を行うといった流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出されました中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告といったものがございます。これにつきましては最低賃金決定要覧の223ページから226ページに記載がなされております。

平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることが謳われております。

赤色のインデックスで、資料2鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集のうち、⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてをご覧いただければと思います。

関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての中で、改善を図るために、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全会一致の議決に向けた努力、そして、関係労使の自主的な努力による周知及び履行、適用労働者数等の通知などについて全会一致で決定しております。

そのうちの適用労働者数等の通知につきましては、青色インデックス5①と5②のとおり、関係労使あてに、既に通知をしているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第6条第5号に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっております。そのため、このことにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするかをお決めいただくこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。産業別最低賃金の改正に関する申し出について、ただ今説明していただきましたが、この説明につきましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

○ 松枝会長

では、次に、5番目の議題の運営小委員会の委員の指名についてに入ります。  
この件に関して、事務局からまたご説明をお願いします。

○ 松山賃金室長

運営小委員会の委員の指名につきまして、ご説明いたします。

運営小委員会は、お手元の赤色のインデックスの参考資料2の①の審議会運営規程第3条によりますと、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができとなっております。

実際には、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっております。先ほどご説明させていただきましたとおり、本年3月に申出の意向表明が提出されております。

また、運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の③の運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名するとなっております。

○ 松枝会長

ありがとうございます。それでは、これまでの慣行に沿って、本年度も公・労・使各側で協議していただいて、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思います。

公益委員につきましては、既に協議済みでございます。伊藤委員、瀬口委員、私、松枝が推薦されておりますので、ご報告させていただきます。

労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 白石委員

はい、労側は、日高委員、三浦委員、そして私、白石でございます。よろしくお願いたします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。使側はいかがでしょう。

○ 濱上委員

はい、使側は、岩重委員、瀬平委員、そして私、濱上の3名でございます。

○ 松枝会長

ありがとうございます。それでは労使各側からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として私から指名いたします。

労働者側は、白石委員、日高委員、三浦委員、使用者側は、岩重委員、瀬平委員、濱上委員、公益側は、先ほど申し上げましたとおり、伊藤委員、瀬口委員、私、松枝ということで、合計9名で運営小委員会を担当していただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○ 松枝会長

次に、6番目の議題の最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてに入ります。

事務局より説明をお願いします。

○ 松山賃金室長

最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきましては、今年度は第2回本審前に第1回専門部会を開催することとしておりますので、第1回本審において説明させていただきます。

最低賃金法第25条で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表する委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、青色のインデックス資料6をご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条5項によると、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行うこととしております。公示の期間を7月6日から7月20日までとしておりますが、意見書の提出も想定される場所です。

意見陳述の取扱いにつきましては、意見書が提出されることを想定して、7月24日の第1回専門部会で、例年と同様の枠組みとのことで、複数人でも時間は10分以内で意見陳述をうけることとさせていただきたいと考えています。

ただ、意見陳述の取扱いにつきましては、これまで専門部会でお決めいただいた経緯がございますので、7月24日の第1回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよろしいか正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で、金額審議の前に、意見陳述を受けることとさせていただきたいと思っております。

○ 松枝会長

ただ今の事務局説明につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

では、事務局説明のとおり、7月24日の第1回専門部会の冒頭で、その可否と枠組み等を決めていただきたいと思います。



○ 松枝会長

続きまして、7番目の議題に入ります。

7番目の議題は、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等の改正・廃止についてでございます。こちらにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○ 松山賃金室長

議題7の鹿児島地方最低賃金審議会運営規程等の改正・廃止についてに関しましてご説明いたします。

資料は、青色のインデックス資料で、7①、7②、7③となります。

7①は鹿児島地方最低賃金審議会運営規程（改正案）、7②は鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程（改正案）、7③は、鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領（改正案）となります。

改正案をご提出させていただくことになった経緯をご説明いたします。

令和5年4月6日に出された中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の記の1の（3）において、議事の公開について、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきであるとされておりますが、現在、鹿児島地方最低賃金審議会は、本審は議事録、傍聴ともに公開しておりますが、専門部会については議事録の公開は行っているものの、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条において、会議は、原則として非公開とするとされているところから、傍聴については認められておりません。

そこで、先ほど申し上げました、本年4月6日の全員協議会報告を基に、傍聴を可能とすることを前提とした鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程及び鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領について、改正させていただきたいと考え、ご提出させていただきました。

また、鹿児島地方最低賃金審議会運営規程（改正案）につきましても、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程及び鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の改正に合わせ、一部改正すべきと思われる箇所がございましたので、改正をご提案させていただいております。委員の皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

審議会運営規程と最低賃金専門部会運営規程、及び審議会の公開要領の改正について、ただ今説明のあったとおりでございますが、この説明につきましてご意見等ございませんでしょうか。

○ 松枝会長

それでは、審議会運営規程と最低賃金専門部会運営規程、及び審議会の公開要領の改正について、ご承認いただけますか。

(異議なし)

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは、8番目の議題の、今後の日程調整について、に入ります。

事務局より説明をお願いします。

○ 松下補佐

ご説明させていただきます。先ほど局長から諮問した文書の写しと一緒に、令和5年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案をお配りしておりますので、それをご覧いただけたらと思います。

今からご説明します日程案は、中央最低賃金審議会の目安が7月28日までに答申されることを前提にしたものであります。委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案となっております。

日程案の表面をまずご覧ください。

本日が第1回本審でございます。7月6日木曜日ですね。

第2回本審は、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達という内容ですので、目安答申が出された後ということになります。

事務局案としましては、第2回本審を、8月2日水曜日15時から鹿児島合同庁舎第2会議室、本日より同じ会場になりますが、で開催させていただきたいと考えております。

第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定でございますので、改正の申出につきましては、事務手続き等の関係から、7月26日水曜日までとさせていただきますと考えております。

県最賃専門部会の日程についてでございます。事務局案としましては、第1回専門部会につきまして、第1回専門部会における審議内容が、部会長等の選出、関係労使の意見陳述、労使各側の基本的な考え方といったものでありまして、具体的な金額審議につきましては第2回以降となりますので、第2回本審前の7月24日月曜日10時から、鹿児島合同庁舎第2会議室、やはりこちらですね、の会場で開催したいと考えております。

続いて、第2回専門部会は8月3日木曜日10時から、やはりこの会場ですね、で、第3回専門部会は8月7日月曜日10時から、これも同じ会場の予定です。第4回専門部会は8月10日木曜日10時から、第5回専門部会は8月14日月曜日10時から、いずれも同じ会場で、という日程案を事務局の方では考えております。

続いて、第3回本審につきましてはできるだけ早い発効を考慮して、結審した専門部会と同じ日の開催を事務局案として考えております。本年度は、第2回以降の専門部会を10時から開催し、第3回本審を15時からと考えております。ですので、専門部会で10時開催で結審した

場合はその日の15時から本審を開催したいと考えております。ですので、本審のみの委員の皆様方におかれましては、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無を、携帯電話やメール等で連絡させていただくということにしております。

続きまして、日程案の裏面をご覧くださいと思います。

異議申し立てがあった場合の第4回本審については、第3回本審と同様にできるだけ早い発効を考慮して、異議申出締切の翌日で、第3回県最賃専門部会で結審した場合は8月23日水曜日10時から、第4回県最賃専門部会で結審した場合は8月28日月曜日10時から、第5回県最賃専門部会で結審した場合は8月30日水曜日10時から、場所は、いずれのもこちらの会場で開催させていただければと考えております。

また、運営小委員会につきましては、審議を十分尽くしていただけるように、現在、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。

こちらに書いてあります通り、1回目は8月21日月曜日14時から、2回目は8月22日火曜日10時から同じ会場で開催させていただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの方については、1回目に参加していただくことにしたいと考えております。

したがいまして、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月10日木曜日までの提出を予定しておりますので、詳細につきましては、第2回本審において提案したいと考えております。

事務局案につきましては以上でございます。

日程案はいずれも、中央最低賃金審議会の目安が7月28日までに答申されることを前提としておりますので、日にちがずれればまた日程の調整をさせていただくこともあると思いますので、ご了解いただければと思います。

これで説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは事務局から説明がございました、それぞれにつきまして皆様からご審議を賜りたいと思います。日程案については事務局で事前に配っています。第2回本審につきましては8月2日水曜日の15時から、ということですのでよろしゅうございますか。

(異議なし)

○ 松枝会長

次に、第2回本審に産業別最低賃金の改正の必要性を諮問いたしますので、改正の申出がある方は、7月26日水曜日までに提出していただきたいという提案がございましたが、期限は7月26日ですよろしゅうございますか。

(異議なし)

○ 松枝会長

それでは、専門部会ですが、お手元の資料のとおり第1回専門部会は7月24日月曜日、第2回専門部会は8月3日木曜日、第3回専門部会は8月7日月曜日、第4回専門部会は8月10日木曜日、第5回専門部会は8月14日月曜日のそれぞれ10時から開催するという提案がございましたが、この日程につきまして、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

よろしゅうございますか。続きまして、第3回本審につきましては、効力発生日をできるだけ早くするという観点から、先ほど申し上げました、専門部会が結審した同日の15時から開催させていただきたいという提案がございました。こちらにつきましてはいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

よろしゅうございますか。これにつきましては流動的なスケジュールになりますが、またご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、異議申し立てがあった場合の第4回本審は、できるだけ早い発効ということを考慮しまして、異議申し立て締切の翌日に開催することになりますが、第3回本審が8月7日に開催された場合は8月23日、第3回本審が8月10日に開催された場合は8月28日、第3回本審が8月14日に開催された場合は8月30日のそれぞれまた10時から、このいずれかですね、このいずれかの1日に開催させていただきたいという提案がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝会長

よろしゅうございますか。では最後に、運営小委員会につきましては、第1回運営小委員会を8月21日月曜日14時、第2回運営小委員会を8月22日火曜日10時から、開催したいという提案がございましたが、こちらもよろしゅうございますか。

(異議なし)

○ 松枝会長

それでは、提案していただきました事務局案どおりということでさせていただきます。  
以上の日程について、他に何かご意見等ございますでしょうか。

○ 伊藤委員

先程ちょっと中央の方の目安額の発表というのは7月28日とおっしゃいましたっけ。ちょっと聞きそびれたんですけど。目安の発表というか、決まるのは。あるいは、ずれ込むということですかね。ずれ込む可能性もあるということですかね。で、もう一つ教えてほしいのは、分かんないかもしれませんが、情報として、だいたい幾らくらいになりそうなんですかね。それは分からないですかね。

○ 松山賃金室長

今現在本省からですね、情報提供受けているのが、取りあえず7月28日、その予備日的なものは7月31日ですが、まあちょっとここはまだはっきりとはしないという形になっております。ですので、7月下旬としかお答えのしようがないかなと思っております。

○ 伊藤委員

末には出る。

○ 松山賃金室長

8月に入る可能性もなきにしもあらずです。ちょっとそこは中央の審議次第でございます。そして、額に関しましてはちょっと、申し訳ございません。

○ 伊藤委員

ありがとうございました。

○ 松枝会長

ありがとうございました。ほかにご意見等、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 山本委員

昨年のことをはっきり覚えていないんですけども、専門部会の委員はこの場で選任するんでしたっけ。今の議論の中では委員の名前は出されてなかったと思うんですが、これは今後ということでしたっけ。どうでしたっけ、ちょっと、はっきり覚えてなかったもので。

○ 松山賃金室長

専門部会の委員に関しましては、公示を行って改めて選任するということになっておりますので、本日終わり次第公示をしたいと思っております。

○ 山本委員

それは特にここで確認する必要はなかったでしょうか。本審で確認する必要はないんですでしたっけ。

- 松山賃金室長  
その方法に関してですか。
  
- 山本委員  
公示で出された後すぐ決まるんですか。第2回の本審より前に専門部会は始まってしまうので。本審ではそこで決まったら合意しましょうということをしなくていいんですか。
  
- 松山賃金室長  
申し訳ございません。ご指摘のとおりこの場で公示をして委員を任命するという承認をいただくという形をとらせていただきたいと思います。
  
- 濱上委員  
2回目の本審は8月2日で、1回目の専門部会は7月24日でしたね。
  
- 松山賃金室長  
はい。
  
- 濱上委員  
今言われたの。
  
- 松山賃金室長  
専門部会の委員を選任する方法をですね、公示して専門部会の委員を改めて任命するという方法をこの場で決めておく必要があるのではないか、ということです。
  
- 濱上委員  
それだけでよろしいですか。
  
- 山本委員  
本審で承認するという手続きを取らないと、専門部会が始まるまでにその手続きをやっていないので。
  
- 濱上委員  
だから、もう実際できないというわけですね。
  
- 山本委員  
はい。

- 松山賃金室長  
少しお時間いただいてよろしいでしょうか。
  
- 松山賃金室長  
申し訳ございません。事務局といたしましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、鹿児島県最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員につきまして、鹿児島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者の方を対象にいたしまして、7 月 19 日までの間にですね、推薦をいただきたいと思っております。それで、その旨本日付で公示をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
  
- 松枝会長  
事務局に確認なんですけれども、これは公示で推薦があれば、どなたもいいということですか。それに対して任命はいつ行われるのですか。
  
- 松山賃金室長  
推薦いただいた方を対象にこちらで検討いたしまして任命するということになります。
  
- 松枝会長  
分かりました。推薦いただいた結果を検討されるのは労働局で検討されるという理解でよろしいですか。
  
- 松山賃金室長  
はい。
  
- 松枝会長  
他の委員の皆様方よろしいでしょうか。
  
- 松枝会長  
それでは、最後の議題の「その他」に移りますが、委員の皆様方に置かれましては何かございますでしょうか。
  
- 松枝会長  
特になければ、事務局から何かございますか。
  
- 松山賃金室長  
私の方から 2 点ございます。  
1 点目はお願い事でございます。

8番目の議題、今後の日程調整の件です。

先ほど、中賃の目安が7月28日までに答申されることを前提とした案をご了承いただきました。しかしながら、万が一、目安答申が7月31日以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り、現在、確保していただいている日時を生かす形で、委員の皆様と調整させていただきたいと考えております。その際にはどうぞご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2点目は、先ほど令和5年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問させていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置することになります。

今申しましたとおり、事務局で専門部会委員の推薦の公示をいたします。専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月19日水曜日までとさせていただきたいと思っております。時間的な余裕がなくて誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○ 岩重委員

事務局に一つお願いをしたいのですが、専門部会、特にCグループの方のですね、各地域の決定額、これがどんどん動いて発表される段階になった時には、専門部会の委員のみで結構ですからリアルタイムでメールで決定した金額を何処幾ら、何処幾らということをしていただきたい。我々はここに来てからしか分からないので、それから議論するとその分だけタイムラグが発生して我々もいろんな準備ができませんでしたので、今後以降そのような取り組みは可能か否か、よろしくお願いいたします。

○ 松山賃金室長

承知いたしました。情報収集でき次第ですね、各委員の皆様にはメール等でお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

○ 松枝会長

他にどなたかご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、事務局から。

○ 中所局長

先ほども申し上げましたとおり、非常に日程タイトでございます。

ただ、発効日ありきということではなく、中賃の方も今年もですね、さらに議論がまとまるまでに、それぞれさまざまな意見の交換がなされることがやはり予想されます。具体的に1000円というのに手が届きそうなのでどうするのかということもあろうかと思えます。

それを受けての私ども、鹿児島の最低賃金の決定ということになります。それにつきましても、やはりどういうのがあるべきなのかということについて、期限がこの日だからその日までにというのではなく、必要な意見交換を十分にされる、十分に議論を尽くしたうえで決定を進めていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力よろしくお願いいたします。



○ 松枝会長

ありがとうございます。

それでは他にご意見等がなければ、最後に、議事録の確認者を指名します。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、予定しておりました全ての審議が終了しましたので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。